

調理師業務従事届出制度のお知らせ

近年、食生活における外食依存の傾向が高まり、飲食店において調理の業務に従事する調理師の皆様方の役割がますます重要になってきています。

このため、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設で調理の業務に従事する調理師は、次の通り届出が必要です。

☆ 届出が必要な調理師

寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他、多数人に飲食物を調理して供与している施設及び飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業において、調理の業務に従事している調理師（ホテル・旅館等で飲食店の許可をうけている施設を含む）

☆ 届出事項

- ① 氏名、年齢及び性別
- ② 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者についてはその国籍）及び住所
- ③ 登録（免許）を受けた都道府県名、調理師名簿登録番号及び登録年月日
- ④ 業務に従事する場所の所在地及び名称

☆ 届出期間及び届出先

令和6年12月31日現在の状況を書き込んで、令和6年12月31日（火）から令和7年1月15日（水）までに、奈良県調理師連合会又は働いているところの保健所の食品衛生担当課に届けてください。（以後2年ごとに届けが必要です。）

※ 郵送も可能です（郵送の場合は奈良県調理師連合会まで送付下さい。）

☆ 届出用紙の配布・回収場所及び問合せ先

一般社団法人 奈良県調理師連合会

所在地・〒639-2244 奈良県御所市柏原338-19

FAX・0745-62-5669

問い合わせ時間・10:00～16:00

☎ 080-5337-8169

奈良県庁薬務・衛生課又は各保健所食品衛生担当課

薬務・衛生課食品・生活衛生係 ☎ 0742-27-8681

郡山保健所 ☎ 0743-51-0192

中和保健所 ☎ 0744-48-3031～2

吉野保健所 ☎ 0747-64-8131

吉野保健所五條出張所 ☎ 0747-22-3051

奈良市健康医療部保健所保健衛生課 ☎ 0742-93-8395

☆ この届出は、調理師の勤務先等の状況を把握するために行うものであり、届け出て頂いた情報をこの目的以外に使用することはありません。

裏面に対象者区分一覧

対象者区分一覧

1	寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設
2	学校	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校、各種学校、学校給食センター等
3	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院（20人以上入院させる施設）の患者給食
4	事業所	会社、工場、事業所、官公署等の従業員給食
5	社会福祉施設	保護施設、児童福祉施設（保育所、乳児院等）、老人福祉施設（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）、身体障害者福祉センター、婦人保護施設等
6	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
7	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
8	飲食店営業	一般食堂、料理店、すし店、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレー、その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業施設
9	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業施設
11	複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造に係る営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業施設
12	その他	自衛隊、有料老人ホーム、一般給食センター、診療所等